

## 滋賀県食の安全・安心アクションプラン改定版（案）について

平成 21 年(2009 年)2 月 10 日

滋賀県食の安全・安心アクションプラン改定版（素案）について県民政策コメント制度に基づく意見、情報を募集した結果、提出された意見、情報はありませんでした。

### 記

- 1．県民政策コメント実施期間：平成 20 年 12 月 24 日から平成 21 年 1 月 23 日
- 2．県民政策コメント実施までの経過
  - (1)滋賀県食の安全対策委員会において意見照会
  - (2)滋賀県食の安全対策委員会の委員構成団体（消費者、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者）に対して意見照会

滋賀県地域女性団体連合会	社団法人滋賀県畜産振興協会
滋賀県消費学習グループ連絡会	滋賀県食品産業協議会
滋賀県生活協同組合連合会	社団法人滋賀県食品衛生協会
全国農業協同組合連合会滋賀県本部	日本チェーンストア協会関西支部
滋賀県農業協同組合中央会	滋賀県地方卸売市場連絡協議会
滋賀県漁業協同組合連合会	
  - (3)滋賀経済団体連合会との連絡調整会議において意見照会

## 滋賀県食の安全・安心アクションプラン改定版(案)(概要)

### 1. 改定の趣旨

滋賀県の重要施策の一つとして、食品の生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保を図るための対策を総合的に推進することを目指して、平成15年(2003年)8月に「滋賀県食の安全・安心に関する基本方針」を、翌年3月に、この基本方針に沿った行動計画「滋賀県食の安全・安心アクションプラン」を策定しました。

このプランでは、食に関する迅速な情報提供、安全・安心な農林水産物の供給の促進や生産・製造から流通段階の指導・監視の強化を図るなど「20の個別施策」を定めて、県民の皆様の健康保護を最優先し、食の安全・安心の実現に向けた施策に取り組んできました。

しかし、その後も食品の期限表示や産地表示の偽装、輸入冷凍ギョーザによる健康被害などの食の安全・安心に係る事件が相次いで発生し、食品の安全性に不安を感じている人の割合が依然高い状況にあります。

このことから、前プランの成果および近年の食品を取り巻く状況を踏まえ、食品の生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保をより確実にするため、今回「滋賀県食の安全・安心アクションプラン」を改定して更に取組を進めようとするものです。

また、平成21年(2009年)4月に大津市が中核市となることに伴い大津市が行うこととなる取組については、大津市と連携を図り、県民の食の安全・安心の確保に努めます。

### 2. 改定の概要

- (1) 食の安全・安心を確保するためには、行政、事業者および消費者の三者が連携・協働し、一体的な取り組みを進める必要があることから、これらの者間での相互理解、意見交換を推進する施策を強化します。
- (2) 農業の生産・流通においても、より一層の安全・安心の確保のための取組が求められていることから、農産物の安全確保をはじめ環境保全、労働安全の確保等を図るための生産工程の管理に係る施策を実施します。
- (3) 近年、輸入食品による事件や違反が相次ぎ、県民の食への不安が大きいことから、輸入食品を取り扱う業者に対する監視指導や試験検査に係る施策を強化します。
- (4) 「牛のトレーサビリティ・システムの導入促進」については、目的が達成されたため施策を終了し、「牛海綿状脳症(BSE)対策の推進」については、他の施策において取組を実施することとしたことを受け、個別施策数を20から18とします。
- (5) 基本方針の、『子どもの頃から食への知識と理解を深める「食の教育」を推進します。』との表現を『子どもの頃から食への知識と理解を深める食育を推進します。』との表現に改めることとします。

### 3. 計画期間

平成21年度(2009年度)から平成25年度(2013年)までの5年間とします。

## 改定版アクションプランの施策

「滋賀県食の安全・安心に関する基本方針」の具体的行動計画としての「滋賀県食の安全・安心アクションプラン」を改定し、施策を「食の安全を確保するための総合的な取り組み」、「生産段階における安全性の確保」、「製造・流通・販売段階における安全性の確保」に分けました。

